



デコ活で暮らしを彩り豊かに! 「デコ活チャレンジ2026」参加者募集中!

この夏、脱炭素につながる省エネなどの取組にチャレンジしてみませんか？

対象 出雲市にお住まいの方 または 出雲市内の事業所や学校に通勤通学されている方

チャレンジ期間 8月31日(月)まで〔報告期間：9月11日(金)まで〕

参加方法 チャレンジ期間中に5日以上チャレンジ項目に取り組み、結果を報告してください。

↓ 詳細や応募方法は、ホームページ「出雲エコナビ」をご覧ください。



結果を報告いただいた方には、エコグッズをプレゼント！

さらに項目や日数に応じて獲得できるポイントを100ポイント以上獲得された方の中から、抽選で5名様に地元産品の詰め合わせをプレゼントします。

チャレンジ項目	
テレビを見る時間を短縮した（1時間以上）	食料廃棄物(生ごみ)をコンポストで堆肥化した
家庭で照明を使用する時間を短縮した（1時間以上）	分別が必要なごみを分別して廃棄した
エアコンを使用する時間を短縮した（1時間以上） ※熱中症に注意し、無理のない範囲で実施してください。	旬な野菜や果物を食べた
洗濯機のすすぎ回数を1回にした	賞味期限が近い食材を購入して食べた
エレベーターの代わりに階段を使用した	食べ残しをしなかった
再利用可能な水筒（マイボトル）を使用した	エコドライブ（急発進・急停止を控えた運転）を実施した
再利用可能な買い物袋（マイバッグ）を使用した	宅急便を1回目の配送で受け取った
紙をリサイクルに出した	普段は自動車で移動するところを徒歩で移動した（1km以上）

無理なく
できる
範囲で
実践しま
しょう



デコ活とは、環境省を中心として官民連携で展開する「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称です。暮らしが豊かになり脱炭素に貢献していくものは、全てデコ活アクションです。

デコ活
くらしの中のエコろがけ

応募先・おたずね／〒693-8530 出雲市今市町 70 番地 出雲市地球温暖化対策協議会（環境政策課内）
電子メール kankyouseisaku@city.izumo.shimane.jp TEL 21-6737 FAX 21-6597

不法投棄(ごみのポイ捨て)は犯罪です!

出雲市では、島根県や地域との連携による不法投棄防止合同パトロールを通して、不法投棄(ごみのポイ捨て)禁止啓発を行っています。

また、地域との連携によるポイ捨て一掃大作戦(10月実施)やイベントでのポイ捨て禁止啓発活動などの環境美化の取組も行っています。

不法投棄は犯罪です。見つけたら警察または環境政策課へご連絡ください。



▲不法投棄防止パトロールの様子

野焼きは法律で原則禁止されています

農業を営むためにやむを得ず行われる廃棄物の焼却など、例外として認められているものもあります。

おたずね／環境政策課 TEL 21-6989

農地を守りましょう

“農地”を守ることは、食料の安定供給を図るだけでなく、水を溜める湛水機能があるなど、私たちの生活を守ることに繋がります。

農地を守ることを目的として制定された農地法は、所有者等に対し、農地の適正かつ効率的な利用を義務付け、また、無秩序な開発を防止するため、右記のとおり農地の転用を規制しています。

しかしながら、市内には雑草が生い茂り、周辺の方に迷惑をかけるようなケースが見受けられます。農地の管理は、土地の所有者等に課せられた責務ですので、適切な管理をお願いします。

農地に関する相談・転用に関する手続きや疑問、違反転用に関することなどは、農業委員会にご相談ください。



農地パトロールの様子▶

- 農地の転用には、所有する農地を自ら駐車場などの農地以外のものにする場合（農地法第4条）や、権利移動（売買等）を伴って農地以外のものにする場合（農地法第5条）があり、いずれも農業委員会の許可が必要になります。（農業委員会の許可がなければ、法務局で登記ができません。）
- 許可なく転用された場合や転用許可の事業計画どおりに転用していない場合等は、農地法に違反することになり、元の農地に戻すこと（原状回復）が命令されたり、3年以下の拘禁刑、または300万円以下の罰金（法人の場合は1億円以下の罰金）が科せられたりすることがあります。

おたずね／農業委員会事務局 TEL 21-6762

肥料価格高騰対策支援金の支給について

出雲市では、肥料価格の高騰が農業経営に大きな影響を与えていることから、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、肥料価格高騰対策支援金を支給します。

対象者

市内で農業を営む販売農家（法人含む）で前年の農業販売金額（畜産を除く）が100万円以上の方

申請受付期間

9月30日(水)まで



▲詳しくはこちら

申請書類

- ・支給申請書 ・通帳の写し
- 【個人の場合】確定申告書、収支内訳書等の写し
- 【法人の場合】法人税申告書、決算書等の写し等
- 【法人格のない営農組合など】規約、決算書の写し等

支援金の額

前年の農業販売金額に応じて支給します。

農業販売金額	支援金額
100万円以上 300万円未満	2万円
300万円以上 500万円未満	6万円
500万円以上 1,000万円未満	10万円
1,000万円以上	20万円

申請方法

農業振興課、または斐川農業事務所まで必要書類をお持ちいただくか、郵送、もしくはホームページから電子申請にて提出してください。



詳しくは、出雲市ホームページをご覧ください。農業振興課までおたずねください。

おたずね／【支援金に関する問い合わせ先】農業振興課 TEL 21-6557